

山梨県工事書類限定検査要領

1. 目的

山梨県工事書類限定検査は、「山梨県土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)を適用する工事の工事完成検査を対象に、共通仕様書の工事完成検査 3. 検査内容 (1) (2) (3) の検査のうち、工事書類により行う検査(以下「書類検査」という。)に必要な書類を限定し、監督員と検査員の重複確認を行わないようにすると共に、受発注者における説明用資料等の書類削減により、工事完成検査の効率化を図るものである。

2. 対象工事

対象は、県土整備部の発注工事(営繕工事を除く)のうち、山梨県土木工事共通仕様書を適用する工事とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- ・ 低入札価格調査対象工事
- ・ 施工中、発注者より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施内容

(1) 書類検査

検査員は、工事書類を下記の 8 種類に限定して書類検査を行う。

① 施工計画書	⑤ 出来形管理図表 (ばらつき確認表(提示)含む)
② 施工体制台帳・体系図 (下請引取検査書類(提示)含む)	⑥ 品質管理図表 (ばらつき確認表(提示)含む)
③ 工事打合せ簿	⑦ 品質規格証明書(提示含む)(注 1)
④ 工事写真	⑧ 品質証明書 対象工事のみ(注 2)

※ 上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督員に提出、提示した資料をとりまとめたものとする。

注 1 : 「品質規格証明書」とは、共通仕様書第 2 編材料編第 1 章一般事項第 2 節工事材料の品質 1. 一般事項で定める「工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等」をいう。

注 2 : 対象工事とは、共通仕様書 3-1-1-7 品質証明より、設計図書で品質証明の対象工事と明示された工事をいう。

4. 実施方法

- ① 特記仕様書に対象工事である旨を記載する。
- ② 発注済工事については、工事打合せ簿により受注者に通知するものとする。
- ③ 特別な事情のある場合は、上記 8 種類以外の追加資料を受注者に通知することができる。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

【特記仕様書・工事打ち合わせ簿 記載例】

1. 工事書類限定検査の実施

本工事は、山梨県工事書類限定検査要領に基づく工事書類限定検査の対象工事として、工事完成検査時の書類検査を下記のとおり限定して検査を実施する。

① 施工計画書	⑤ 出来形管理図表 (ばらつき確認表 (提示) 含む)
② 施工体制台帳・体系図 (下請引取検査書類 (提示) 含む)	⑥ 品質管理図表 (ばらつき確認表 (提示) 含む)
③ 工事打合せ簿	⑦ 品質規格証明書 (提示含む) (注 1)
④ 工事写真	⑧ 品質証明書 対象工事のみ (注 2)

注 1 : 「品質規格証明書」とは、山梨県土木工事共通仕様書第 2 編材料編第 1 章一般事項第 2 節工事材料の品質 1. 一般事項で定める「工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等」をいう。

注 2 : 対象工事とは、山梨県土木工事共通仕様書 3-1-1-7 品質証明により、設計図書で品質証明の対象工事と明示された工事をいう。

2. 特別な事情のある場合は、上記 8 種類以外の追加資料を受注者に通知することがある。